

市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書について

● 市民税・県民税について

対象年度の1月1日にお住いの自治体で、前年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。

転出された方 1月2日以降に越前市外へ転出された場合でも、対象年度の市民税・県民税は越前市へ納めていただくことになります。

死亡された方 1月2日以降に死亡された場合、納税義務は相続人に継承されますので、相続人の方に納めていただくことになります。

● 納付・還付について

納付書が同封されている方 各納期限までに、納付書により金融機関等で納付してください。納期限から20日を過ぎると督促手数料がかかります。また、延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付書が同封されていない方 ・口座振替の場合、納税通知書に記載の口座から各納期限日に引き落としいたします。
・公的年金から特別徴収される場合、納税通知書に記載の公的年金から天引きされます。

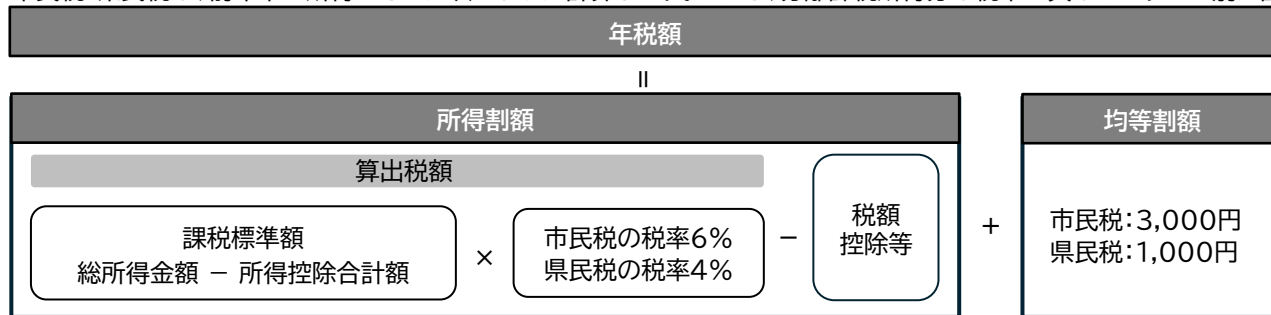
● 市民税・県民税の計算方法

詳しくは、越前市ホームページをご確認ください。
所得と控除について(令和8年度課税から適用) ▶



主な税率

市民税・県民税は、前年中の所得をもとに次のように計算します。ただし、分離課税所得分は税率が異なりますので別に計算します。



※課税標準額は1,000円未満切捨て、税額は100円未満切捨て

● 総合課税分の税率

区分	市民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	1,000円

● 森林環境税(国税)

令和6年度から国内に住所のある個人に対し、1人年額1,000円を市民税・県民税の均等割と併せて、市町村が賦課徴収します。

区分	国税
森林環境税	1,000円

● 分離課税分の税率

区分		市民税	県民税	
短期譲渡所得	一般所得分	5.4%	3.6%	
	軽減所得分(国または地方公共団体へ譲渡した場合)	3%	2%	
長期譲渡所得	一般所得分	一律	3%	2%
	優良住宅地等(特定分)	2,000万以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万超の部分	3%	2%
	居住用財産(軽課分)	6,000万以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万超の部分		3%	2%	
株式等の譲渡所得等(上場株式)		3%	2%	
株式等の譲渡所得等(一般株式)		3%	2%	
上場株式等に係る配当所得		3%	2%	
先物取引に係る雑所得		3%	2%	

● 令和8年度から適用される市・県民税の主な改正について

- ・給与所得控除の見直し
- ・大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族等に係る所得要件の引き上げ
- ※市民税・県民税に係る基礎控除額(最大43万円)の改正はありません。

詳しくは、越前市ホームページをご確認ください。

令和8年度から適用される市・県民税の主な改正について ▶



よくあるお問い合わせ

Q1 税額の確認方法を教えてください。

A1	年税額	対象年度中にかかる税額の合計
	給与特徴税額	毎月の給与から天引きされる分の税額
	年金特徴税額	公的年金から年金支給日に天引きされる分の税額
	差引普通徴収税額	今回の通知により納付書又は口座振替で納める分の税額
	控除不足額	配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額（通知書右下に記載）

Q2 昨年度よりも市民税・県民税が高いのは何故ですか。

- A2 以下の理由により市民税・県民税が高くなったと考えられます。（昨年度の納税通知書と合わせてご確認ください）
- ・前年中の所得が、前々年中の所得よりも増えた場合（給与・年金・営業・農業・不動産・雑所得等について）
 - ・配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除等の所得控除をつけていない場合（源泉徴収票や確定申告書の控えをご確認ください）
 - ・扶養につけた親族の合計所得が、扶養にできる限度額（58万円）を超えていることにより、扶養控除が否認された場合

Q3 普通徴収分を給与からの天引き（特別徴収）にしてもらえないでしょうか。

- A3 会社から越前市へ手続をしていただくことになります。届いた納付書を持参のうえ、会社の給与担当者に「給与から市民税・県民税を天引きしてほしい」旨をご相談ください。なお、過年度分や納期限を過ぎた分は特別徴収に切り替えることはできませんのでご注意ください。

Q4 今まで非課税だったのに市民税・県民税が課税となったのは何故ですか。

- A4 市民税・県民税が非課税となる所得の条件は次のとおりです。（令和3年度以降）
この条件に該当しない場合は課税となります。

均等割の免除	合計所得金額が{28万円×(扶養人数+1)+10万円}+16万8千円(扶養有の場合)以下の場合
市民税・県民税非課税	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で合計所得135万円以下の場合

Q5 私は家族の扶養になっていますが納税通知書が届きました。何故ですか。

- A5 扶養になっていても、A4の条件に該当しない場合は市民税・県民税が課税されます。

Q6 なぜ年金天引き（特別徴収）になったのですか。普通徴収に変更はできますか。

- A6 年金天引きの対象となる方は以下のとおりです。【次の要件をすべて満たす場合】
- 1.対象年度の4月1日現在、65歳以上の人
 - 2.年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人
 - 3.介護保険料が年金天引き（特別徴収）されている、または10月から年金天引きされる人
 - 4.差し引かれる市民税・県民税が、支給される老齢基礎年金の金額を超えない人
（ただし、誕生月等によっては年金天引きではなく普通徴収になる場合があります。）
- 地方税法第321条の7の2に「公的年金等に係る税額は、公的年金から特別徴収により徴収するものとする」と定められており、本人の意思により納付方法を変更することはできません。

Q7 最初は普通徴収ですが、10月からは年金天引き（特別徴収）になっています。なぜ納付方法が途中で変更になってしまうのですか。

- A7 A6の要件を満たし、新たに年金天引きが開始される方の場合、その年の1～2期は普通徴収、10月以降は年金天引きとなります。前年度から年金天引きが継続になっている場合のみ4～8月の天引きが可能です。新たに年金天引きが開始になる年は納付方法が分かれますのでご了承ください。

Q8 納付書が複数枚入っていました。どのように納めたらよいですか。

- A8 全期前納分納付書（年税額／1枚）と各期分納付書（1～4期分／4枚）の計5枚が入っている場合、いずれかご都合の良い納付書にて納付してください。納付可能な金融機関は納付書裏面に記載しています。

Q9 死亡者の口座や使用していない口座が設定されています。どのように納めたらよいですか。

- A9 税務課（0778-22-3015）までその旨をご連絡ください。納付書を発行いたしますので、そちらで納付してください。

問合せ先

税務課（⑩税の窓口）
（お手元に納税通知書をご用意のうえ、お問い合わせください）

課税内容に関すること 0778-22-3014

納税・還付に関すること 0778-22-3015



◀ Translation (Tradução)

翻訳したものをホームページ上でご確認ください。

※一部機種でご覧いただけない場合があります。